

物価高騰対応重点支援給付金（7万円/1世帯） のご案内

- ・物価高騰対応重点支援給付金（1世帯あたり7万円）は、住民税均等割非課税世帯や予期せぬ事由で収入が減少した世帯を支援する給付金です。
- ・世帯全員が、住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けている場合は対象外です。
- ・今年度3万円の給付を受けていない対象者や世帯の状況等に異動があった場合は受給のためには手続きが必要

支給対象と申請の要否

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

I 令和5年度住民税非課税世帯
基準日（令和5年12月1日）
時点で下松市に住民登録があり
世帯全員の
「住民税均等割が非課税」
の世帯

II 家計急変世帯等
予期せぬ事由で収入が減少し、
世帯全員が
「住民税非課税相当」
となった世帯
詳しくは裏面IIへ

手続き不要の方

3万円を口座振替で受給して
状況等に変更がない世帯

➡令和5年12月下旬から
支給決定通知書が届きます。
※記載された支給日・口座に
振り込まれます。

（手続きの必要はありません）

※口座を変更する場合や記載事項に変更がある場合は、給付金担当までご連絡ください。（TEL0833-45-1896）

申請が必要な方

3万円の受給後に異動があった
世帯や転入者がいる世帯など

➡対象となる世帯には、令和6年
1月中に確認書が届きます。
※必要事項を記入し、必要な資料
を添付して返送してください。

提出期限
令和6年3月31日(日)消印有効

詳しくは裏面Iへ

※こども加算（5万円／児童）については、詳細が決まり次第、該当する方へ通知します。

申請が必要な世帯

I 令和5年度住民税(均等割)が非課税の世帯(手続き不要以外の方)

(1) 世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から下松市にお住まいの場合

- ・基準日(令和5年12月1日)時点で対象となる世帯には、**確認書**が届きます。確認書に必要な資料(申請者・請求者本人確認書類の写し、受取口座の写し等)を添付して同封の返信用封筒で**令和6年3月31日(日)消印有効**で返送してください。

(2) 世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合など

- ・**申請が必要**な場合があります。※申請方法等は、お問い合わせください。

II 家計急変世帯等

(予期せず家計が急変し、世帯全員が住民税非課税相当※となった I 以外の世帯など)

- ・**申請が必要**です。申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒にご提出ください。
- ・**提出期限：令和6年3月31日(日)消印有効**

※申請方法等、詳細はお問い合わせください。

※住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額(令和5年1月以降の任意の1か月収入×12倍)が住民税均等割非課税水準以下であることです。

〈参考〉下松市非課税相当収入限度額早見表

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がいない場合	93.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	137.8万円
配偶者・扶養親族(2名)を扶養している場合	168.0万円
配偶者・扶養親族(3名)を扶養している場合	209.7万円
障害者・未成年者、寡婦、ひとり親の場合	204.3万円

! 物価高騰対応重点支援給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意下さい!

自宅や職場などに国や県、市(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



注意

収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。

お問い合わせ

〒744-8585 下松市大手町3丁目3番3号

下松市臨時給付金担当 ☎ **0833-45-1896**

受付時間 9:00~17:00 土、日、祝日、年末年始(12月29日~1月3日)を除く